

平成27年6月22日

平成27年8月17日改定

民事部主任書記官申合せ

上訴審の判決及び決定の管内への情報提供について

平成27年6月22日付け長官書簡に基づく上訴審の判決及び決定の管内への情報提供は、次の要領で行う。

1 情報提供の対象

- (1) 民事控訴及び上告事件について、当庁において、法令違反又は事実誤認の理由により取消し（一部取消しを含む。）又は破棄した判決
- (2) 抗告事件について、当庁において、法令違反又は事実誤認の理由により取消し（一部取消しを含む。）、自判又は差し戻した決定
- (3) 裁判体が原審裁判官に還元した方がよいと判断した判決及び決定

2 情報提供の方法

以下の裁判書写しを原審裁判官の所属庁の長（原審が地裁支部の場合は地方裁判所長、家裁支部の場合は家庭裁判所長）に送付する。

- (1) 原審が本庁の場合（第一審が簡裁の場合を含む。）には、1の(1)から(3)までの当庁の裁判書写し
- (2) 原審が本庁以外の場合には、1の(1)から(3)までの当庁の裁判書写しと併せて原審の裁判書写し

3 送付事務

- (1) 民事各部において、裁判体に確認し、1の(1)から(3)までに該当する事件があった場合、翌月10日までに民事訟廷庶務係宛てに2の(1)又は(2)を持参する。
- (2) 2の(1)又は(2)についての長官までの決裁、原審の本庁宛ての送付の各事務は、刑事訟廷において行うこととし、民事訟廷庶務係は、2の(1)又は(2)に別紙目録を添付の上、毎月20日までに、刑事訟廷庶務係宛てに送付する。
- (3) 刑事訟廷庶務係において、取りまとめた2の(1)又は(2)を、決裁終了後、毎月末日までに、原審の総務課宛てに送付する。

原審裁判所	裁判官	当審事件番号	判決等年月日	事件名	当事者名 (控訴人, 上告人, 抗告人)	確定・上訴 の別	備考
和歌山地方裁判所 御坊支部		平成27年(ネ) 第2460号	平成27年12月31日	損害賠償請求控訴事件	〇〇〇〇(株)	上訴	

原審裁判所	裁判官	当審事件番号	判決等年月日	事件名	当事者名 (控訴人, 上告人, 抗告人)	確定・上訴 の別	備考

原審が、本庁以外の場合には、原審の裁判書を添付する。合議事件の場合は、裁判官全員の氏名を記載する。

原審裁判所	裁判官	当審事件番号	判決等年月日	事件名	当事者名 (控訴人, 上告人, 抗告人)	確定・上訴 の別	備考

原審が、本庁以外の場合には、原審の裁判書を添付する。合議事件の場合は、裁判官全員の氏名を記載する。

原審裁判所	裁判官	当審事件番号	判決等年月日	事件名	当事者名 (控訴人, 上告人, 抗告人)	確定・上訴 の別	備考

原審が、本庁以外の場合には、原審の裁判書を添付する。合議事件の場合は、裁判官全員の氏名を記載する。